

(2) 添付書類

項目番号	変更事項	添付書類
1	法人の名称の変更 (有限会社から株式会社への変更等を含む。)	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表① (3) 定款の写し (法人) (4) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (法人) (5) 住民票抄本 (個人事業者)
	個人事業者の氏名の変更	
2	法人の本店所在地の変更	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表① (3) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (法人) (4) 住民票抄本 (個人事業者)
	個人事業者の住所の変更	
3	法人の代表者の変更	(1) 許可証の写し
	法人の役員等の変更 (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)	(2) 新旧対照表①、②及び新任者一覧表 (3) 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (4) 誓約書 (代表取締役が代表して誓約) (5) 住民票抄本 (本籍が記載されたもの) (6) 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等 (詳細は、p. 6の5 (1) を参照してください。) (7) 政令使用人に関する証明書 (当該使用人がいる場合) ※既に、役員等、政令使用人又は株主等として、都に登録してある方の場合、(4)～(6)は提出不要 (政令使用人のみ変更は(3)も不要)
	政令使用人 (令※第6条の10に規定する使用人) の変更 ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	※減員のみの場合、新任者一覧表及び(4)～(7)は提出不要
項目番号	変更事項	添付書類
3	株主等 (法人の5%以上の株主又は出資者) の変更	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表①、②及び新任者一覧表 (3) 誓約書 (代表取締役が代表して誓約) (4) 住民票抄本 (本籍が記載されたもの) (5) 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等 (詳細は、p. 6の5 (1) を参照してください。) (6) 株主等が法人の場合には、当該法人の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書) ※既に、役員等又は政令使用人として、都に登録してある方の場合、(3)～(6)は提出不要 ※減員のみの場合、新任者一覧表及び(3)～(6)は提出不要
4	運搬車両の変更 (新規・抹消) (新規登録する車両については、使用権原が確認できる車両のみ登録可。使用権原については、p. 6の5 (2) を参照)	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表① (3) 運搬車両一覧 <u>(現在の登録状況を東京都環境局「産業廃棄物処理業者情報の検索」ページで御確認の上、変更する車両のみ記載してください。)</u> (4) 新たに登録する車両の自動車検査証の写し (5) 新たに登録する車両の写真 (カラー) (撮影方法は、p. 7の5 (4) を参照してください。) ※減車のみの場合、(4)(5)は提出不要です。

	運搬船舶の変更（新規・抹消） （新規登録する船舶については、使用権原が確認できる船舶のみ登録可。使用権原については、p. 6の5（3）を参照）	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表① (3) 運搬船舶一覧（運搬車両一覧を読み替えて使用してください。） <u>（現在の登録状況を東京都環境局「産業廃棄物処理業者情報の検索」ページで御確認の上、変更する船舶のみ記載してください。）</u> (4) 新たに登録する船舶の使用権原を証明する書類 (5) 新たに登録する船舶の写真（カラー） （船舶名が確認できるように全体を撮影したもの） ※減船のみの場合は、(4)(5)は提出不要です。
5	運搬車両用の駐車場所在地の変更	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表①
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表①
7	政令市（八王子市）における積替え保管許可の有無の変更	(1) 許可証の写し (2) 新旧対照表① (3) 無→有に変更の場合は、政令市の収集運搬業許可証の写し (4) 有→無に変更の場合は、政令市の受理印のある変更届の写し
8	産業廃棄物処理業の廃止 ※ <u>受付は来庁のみ</u>	(1) 許可証（原本） (2) 中間処理施設又は積替え保管施設の廃止を伴う場合は、当該施設での産業廃棄物の取扱いを廃止したことが分かるような施設内を撮影した写真
項目番号	変更事項	添付書類
9	欠格要件該当の届出 ※ <u>受付は来庁のみ</u>	(1) 許可証（原本） (2) 欠格要件に該当する事が確認できる書類（判決書の写し等） (3) 欠格要件該当者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） (4) 欠格要件該当者が個人の場合は、当該個人の住民票抄本（本籍が記載されたもの）
10	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う旨の許可証への記載 （令和4年9月30日までの経過措置）	(1) 許可証の写し (2) 使用する容器等の写真（カラー） <u>（パンフレット等の写真は不可）</u> ※破損対策として緩衝材を使用する場合は、緩衝材の写真も提出してください。
11	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	変更許可申請に該当する場合があります。 必ず、窓口でご相談ください。

（注 1）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、住民票抄本、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書は、届出日時点で、交付日から6か月以内で、かつ最新のものとしてください。

（注 2）許可証の写しの添付忘れが見受けられます。許可証の裏面も忘れずに添付してください。